さいたま市コミュニティバス等導入ガイドライン抜粋

運行改善 (两区)

主な検討の流れとポイント

事前準備

(1) 運行・収支状況の把握・評価

・改善運行検討の要件(収支率、または利用者数が前年度より低い)を確認。

(2) 地域(市)によるニーズ把握、市(地域)への相談

- ・どの地域の方が、どこに行きたいのか等、市民ニーズの把握。
- ・改善検討地域が、コミュニティバス等のコンセプトに合致していること。

(3) 地域組織の設立

・地域組織は検討路線の利用者を含め5人以上(代表者1名を選任)。

(1) 改善案の検討、市への申請

- ・変更後、希望する行先にルート設定がされているか確認。
- 自治会の同意を得たうえで市に申請。
- ・コミュニティバス等が運行できる道路要件の確認。

改善計画の作成

(2) 改善計画素案の作成

・コミュニティバス等のサービス方針の確認。

(3) 需要調査 (アンケート調査等) の実施・分析・事業採算性の検討

・実証運行への要件である、「収支率(試算)が前年度以上」を満たしているか確認。

(4) 「改善計画書」の作成

・運行にあたって関係機関協議、停留所設置に関し沿線住民の理解。

(5) 法定協議会における協議

・法定協議会において実証運行実施の可否についての判断。

(1) 実証運行の準備

実証運行実施のための道路運送法の事業許可の取得。

(2) 実証運行の実施

ステップ3

本格運行

(3) 実証運行中の調査・分析

(4) 法定協議会における協議

- ・本格運行への要件である『収支率が前年度以上(失証運行前半6か月)』を満たしているかの確認。
- ・法定協議会において本格運行実施の可否についての判断。

(5) 本格運行の準備

・本格運行実施のための道路運送法の事業許可の取得(必要に応じて)。

(1) 本格運行の実施

(2) 運行継続に向けたサポート (調査・分析)

・運行継続のため利用促進等の継続的な取組実施。

(3) 法定協議会における協議

・運行継続:収支率が前年度以上。・改善検討:収支率が前年度以下。

(4) 本格運行後の利用促進

[※]運行改善:平成23年のガイドライン策定以前から運行しているコミュニティバス6路線(西区、見沼区、南区、桜区、北区、岩槻区)において運行改善を検討するものです。

[※]収支率40%以上を目指し、運行改善等による利用促進を継続します。